

# ○茨城県警察本部内部組織に関する条例

昭和51年3月29日

条例第33号

〔沿革〕 昭和55年3月条例第38号、10月第58号、12月第60号、平成4年3月第57号、6月第74号、6年9月第43号、13年6月第44号、16年3月第27号、17年3月第31号、19年3月第35号、6月第49号、20年12月第50号、21年6月第34号、28年10月第49号改正

茨城県警察本部内部組織に関する条例

茨城県警察本部内部組織に関する条例（昭和29年茨城県条例第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第47条第4項の規定に基づき茨城県警察本部（以下「警察本部」という。）の内部組織について定めるものとする。

（部の設置）

第2条 警察本部に次の部を置く。

- (1) 警務部
- (2) 生活安全部
- (3) 地域部
- (4) 刑事部
- (5) 交通部
- (6) 警備部

（部の分掌事務）

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警務部
  - ア 県公安委員会の庶務に関すること。
  - イ 機密に関すること。
  - ウ 公印の管守に関すること。
  - エ 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
  - オ 事務能率の増進に関すること。
  - カ 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
  - キ 広報に関すること。
  - ク 情報の公開に関すること。
  - ケ 個人情報の保護に関すること。
  - コ 留置施設に関すること。
  - サ 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
  - シ 人事、定員及び給与に関すること。
  - ス 監察に関すること。
  - セ 予算、決算及び会計に関すること。
  - ソ 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
  - タ 会計の監査に関すること。
  - チ 警察教養に関すること。
  - ツ 福利厚生に関すること。

- テ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。
- ト 犯罪被害者等給付金に関する事。
- ナ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。
- ニ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。
- ヌ 警察装備に関する事。
- ネ その他他の部又は機関の所掌に属しない事。
- (2) 生活安全部
  - ア 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。
  - イ 犯罪の予防に関する事。
  - ウ 少年非行の防止に関する事。
  - エ 保安警察に関する事。
- (3) 地域部
  - ア 地域警察に関する事。
  - イ アに掲げるもののほか、警らに関する事。
- (4) 刑事部
  - ア 刑事警察に関する事。
  - イ 犯罪鑑識に関する事。
  - ウ 犯罪統計に関する事。
  - エ 暴力団対策に関する事。
  - オ 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事。
  - カ 組織犯罪の取締りに関する事（他部の所掌事務に属するものを除く。）。
  - キ 犯罪による収益の移転防止に関する事。
  - ク 国際捜査共助に関する事。
- (5) 交通部
  - 交通警察に関する事。
- (6) 警備部
  - ア 警備警察に関する事。
  - イ 警衛に関する事。
  - ウ 警護に関する事。
  - エ 警備実施に関する事。
  - オ 災害警備に関する事。
  - カ 機動隊に関する事。
  - キ 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。

（公安委員会規則への委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、警察本部の内部組織については、公安委員会規則で定める。

#### 付 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 付 則 （昭和55年3月31日条例第38号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (昭和55年10月30日条例第58号)  
この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年12月23日条例第60号)  
この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月27日条例第57号)  
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年6月18日条例第74号)  
この条例は、平成4年7月1日から施行する。

付 則 (平成6年9月29日条例第43号)  
この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則 (平成13年6月21日条例第44号)  
この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年3月25日条例第27号)  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月24日条例第31号)  
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月27日条例第35号)  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年6月20日条例第49号)  
この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年12月24日条例第50号)  
この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年6月25日条例第34号)  
この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年10月5日条例第49号)  
この条例は、平成28年11月30日から施行する。